

柴田町まちづくり提案制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例（平成21年柴田町条例第40号。以下「条例」という。）第30条に規定するまちづくり提案制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(提案の種類)

第3条 まちづくり提案制度による提案（以下「提案」という。）の種類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 意見提案 住民、地域コミュニティ、住民活動団体及び事業者（以下「住民等」という。）がまちづくりのアイデアを提案するもの
- (2) 実践提案 住民等が地域課題の解決のための実践活動の実施を提案するもので、次に掲げるもの
 - ア 住民等が地域課題の解決のために、町との協働による事業を提案するもの（以下「通常実践提案」という。）
 - イ 地域課題の解決に向けた活動を始めて間もない、又は始めようとする住民活動団体（以下「団体」という。）が町に対し自らが取り組む事業への経費の支援を提案するもの（以下「スタートアップ提案」という。）

(提案者)

第4条 提案を行うことができるもの（以下「提案者」という。）は、住民等とする。ただし、スタートアップ提案については、設立後1年未満で、文書化された定款、規約、会則等を有し、代表者が明確である団体とする。

(提案の要件)

第5条 提案は、町内において取り組むものとする。ただし、実践提案については次の各号に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 提案者が自ら関わる活動であること。
 - (2) 提案者及び町の役割分担が明確であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものを除く。
- (1) 法律に違反又は公序良俗に反するもの
 - (2) 政治、宗教及び選挙活動に関するもの
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員及び暴力団又は暴力団と社会的に非難される関係にある団体と関係するもの
 - (4) 特定の個人又は団体のみが利益を受けることを目的とするもの
 - (5) 地域の住民等の反対が予想されるもの

- (6) 専ら備品の購入のみを目的とするもの
- (7) 施設の維持管理を目的とするもの
- (8) 既に自主的、継続的に実施されているもの
- (9) 苦情又は要望に関するもの

(提案の方法)

第6条 提案者が、意見提案をしようとするときは、町長に対し、まちづくり意見提案書(様式第1号)を提出するものとする。

2 提案者が、通常実践提案をしようとするときは、町長に対し、まちづくり通常実践提案書(様式第2号)を提出するものとする。

3 提案者が、スタートアップ提案をしようとするときは、町長に対し、まちづくりスタートアップ提案書(様式第2-2号)を提出するものとする。

4 前3項に規定するまちづくり通常実践提案書及びまちづくりスタートアップ提案書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 提案者の概要書(様式第3号)
- (2) 提案の実施に要する経費の概算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(提案の審査)

第7条 町長は、提案の審査を行うため、まちづくり提案審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、8人以内で構成するものとする。

3 審査員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 住民
- (2) 町職員
- (3) その他町長が必要と認める者

4 審査会は、意見提案について、その内容がまちづくりに生かせる内容かどうかについて、審査するものとする。

5 審査会は、通常実践提案について、その内容が当該提案の実施へ向けて提案者と町との協議の場を設ける必要があるかどうかについて、審査するものとする。

6 審査会は、スタートアップ提案について、その内容が経費の支援を行う必要があるかどうかについて、審査するものとする。

7 審査会は、提案の審査結果について、町長に報告するものとする。

8 審査会は、提案の審査に際し、公開のプレゼンテーションを開催できるものとする。

(提案者への通知)

第8条 町長は、前条第7項に規定する報告に基づき、意見提案及びスタートアップ提案については、当該提案の採択の可否を決定し、通常実践提案については、当該提案の実施へ向けた協議の場を設けることの可否を決定し、そ

の結果をまちづくり提案検討結果通知書（様式第4号）により提案者に通知するものとする。

（意見提案の取扱い）

第9条 町長は、採択した意見提案について、まちづくりに活用するほか、その内容に応じて関係する機関、団体等に対し提案内容を送付するものとする。

（通常実践提案の取扱い）

第10条 町長は、協議の場を設けることを決定した通常実践提案について、担当課を定め、当該通常実践提案の提案者及び担当課の職員（以下「提案者等」という。）により構成する調整会議（以下「調整会議」という。）を設け、当該通常実践提案の実施に関し必要な事項について調整を行うものとする。

2 提案者等は、調整会議を開催した場合、その検討内容を記載した調整会議報告書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

（事業実施計画書の作成）

第11条 提案者等は、調整会議の結果、通常実践提案の実施に関し必要な事項について合意した時は、当該合意事項を記載した通常実践提案実施計画書（様式第6号。以下「実施計画書」という。）を町長に提出するものとする。

（調整の中止）

第12条 提案者等は、調整会議の結果、合意することができないと判断したときは、調整会議を中止するものとする。

2 提案者等は、調整会議を中止したときは、その理由及び経過について、町長に報告するものとする。

（審査会への報告）

第13条 町長は、提案者等から実施計画書の提出があったとき、又は提案者等が調整会議を中止したときは、その内容を審査会へ報告するものとする。

（実践提案実施への支援）

第14条 町長は、第11条の規定により提出された実施計画書に基づき、通常実践提案の実施に必要な措置を講ずるものとする。

2 町長は、前項の規定により講ずる措置のうち、経費の支援をする場合は、対象事業費の2分の1を限度とし、かつ予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

3 町長は、第8条の規定により採択したスタートアップ提案について、提案者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

4 前項に規定する補助金は、対象事業費の10分の10以下とし、3万円を上限とする。

5 町長は、特に必要と認めた場合、前項の上限額を増額又は減額することができる。

6 実践提案に係る補助金の交付の対象とならない経費は、別表に定めるとおりとする。

(提案の公表)

第15条 町長は、意見提案及び実践提案の内容、取扱い及び実施結果等の概要について、町広報紙及び町ホームページ等により公表するものとする。

(庶務)

第16条 まちづくり提案制度の実施に関する庶務は、まちづくり政策課において処理する。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、まちづくり提案制度の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

この告示は、平成25年6月1日から施行する。

別表（第14条関係）

項 目	経費の内容
賃金	実施者又は実施団体の構成員へ対する賃金
募金	各種募金等への支出
謝金	実施者又は実施団体の構成員へ対する謝礼
負担金	町等へ支出する負担金等
財産取得費等	土地、建物、設備などの取得又は整備に要する経費
食糧費	飲食代等

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

まちづくり意見提案書

柴田町長 殿

（提案者） 氏名（団体名及び代表者名） 印

住所（所在地）

電話番号

次のとおり提案します。

1	提案の名称	
2	現状・課題	
3	目 標	
4	意見提案の内容	

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

まちづくり通常実践提案書

柴田町長 殿

（提案者） 氏名（団体名及び代表者名） 印

住所（所在地）

電話番号

次のとおり提案します。

1	提案の名称	
2	現状・課題	
3	目 標	
4	提案の内容 (具体的な事業内容)	
5	協働により取り組む意義	
6	協働の役割分担	《提案者が果たしたい役割》
		《町に期待する役割》

様式第2-2号(第6条関係)

年 月 日

まちづくりスタートアップ提案書

柴田町長 殿

(提案者) 団体名及び代表者名 印

住所(所在地)

電話番号

次のとおり提案します。

1	提案の名称	
2	現状・課題	
3	目 標	
4	スタートアップ 提案の内容 (具体的な事業内容)	
5	事業の効果	
6	事業後の予定	

様式第3号（第6条関係）

提案者の概要書

フリガナ 氏名 (団体等の場合はその名称)			
住所 (団体等の場合は事務所等の所在地)			
フリガナ 代表者の氏名 (団体等の場合)			
設立年月日 (団体等の場合)	年 月 日	法人格の有無	有 ・ 無
		種 類	
構成員の状況 (団体等の場合)	構成員の数 名	会費等の有無	有 ・ 無
	内訳	会費等の額	円 (月・年)
主な活動地域			
活動の目的 (提案に関連する活動)			
活動の実績及び状況 (提案に関連する活動)			
団体等のホームページ アドレス			
提案内容に関する問い合わせ	フリガナ 氏名		
	住所	〒	
	電話番号		
	FAX 番号		
	E-mail		

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

まちづくり提案検討結果通知書

様

柴田町長 印

年 月 日付けで提出いただきました提案について、検討の結果、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

1	提案の種類	<input type="checkbox"/> 意見提案 <input type="checkbox"/> 通常実践提案 <input type="checkbox"/> スタートアップ提案
2	提案の名称	
3	検討結果	
4	理由	
5	備考	

調整会議報告書

1	提案の名称	
2	会議日時	年 月 日 () : ~ :
3	会議場所	
4	出席者	(提案者)
		(担当課)
5	協議事項	
6	協議の結果	
7	その他	

(報告者)

提案者 _____ 印

担当課 _____ 印

通常実践提案実施計画書

提案者：

担当課：

1	提案の名称		
2	提案の目的		
3	事業の内容		
4	事業スケジュール		
5	役割分担	提案者	町
6	その他		